平成２３年（フ）第６６４号
札幌市東区北25条東16丁目２番15号　サンシャイン元町205号
債務者　金田順子こと　金　　順子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６６８号
札幌市白石区栄通16丁目３番12―104号
債務者　秋村　祐太
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６９５号
札幌市中央区北１条東10丁目15番地82　ライオンズマンション札幌スカイタワー806号
債務者　須田　桂子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７３５号
北海道江別市野幌末広町15番地の３　12号線マンション202
債務者　山下　和子（旧姓油井）
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７５６号
札幌市豊平区平岸３条16丁目２番52号　ソシアルトミイＮＯ．80―102号
債務者　峯村　清道
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７８８号
札幌市白石区本郷通８丁目南１番24号　ハイセンス札幌102号
債務者　前田金次郎
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７８９号
札幌市白石区本郷通８丁目南１番24号　ハイセンス札幌102号
債務者　前田　征子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８５号
群馬県高崎市福島町735番地12　ハイツドミールＡ101号
債務者　吉澤　由果（旧姓鹿取）
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１０１号
埼玉県羽生市西５丁目25番地２　ウエストパーク２―303
債務者　青田セツ子
1　決定年月日時　平成23年４月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第９号
京都府舞鶴市字引土新60番地
債務者　笹木　伸浩
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
京都府綾部市安場町後ケ市16番地
債務者　上原　智子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
京都府綾部市神宮寺町加迫７番地の11
債務者　上原　克則
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第３号
和歌山県御坊市名田町上野1348番地28
債務者　藤本　和彦
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第７６号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平921番地１コーポサンライズ303号
債務者　知念　　香
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５３号
群馬県太田市台之郷町1407番地１
債務者　宮﨑　　修
1　決定年月日時　平成23年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第５４号
群馬県太田市台之郷町1407番地１
債務者　宮﨑　　豊
1　決定年月日時　平成23年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第６０１号
愛知県知多郡阿久比町大字植大字大宮前12番地９
債務者　浅野　芳美（旧姓平島）
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７３８号
大阪市住吉区清水丘３丁目４番５号　さくらんぼ清水丘308号、申立時堺市堺区中之町西１丁２番11号　堺マンション102号
債務者　前川秀則こと　堀　　正二
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係